

大阪市内の店舗対象

第8期 営業時間短縮協力金(令和3年9月1日～9月30日) 酒類提供を主として営業する一定規模以上の 大阪市内の店舗に対する「上乗せ協力金」について

令和3年9月16日
大阪府料理業生活衛生同業組合

○申請受付期間 令和3年9月14日(火)から11月4日(木)まで

協力金の概要

大阪府からの休業要請等にご協力いただいた、酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対して、第8期大阪府営業時間短縮等協力金に加えて「上乗せ協力金」を支給します。

(1)対象期間

令和3年9月1日から令和3年9月30日まで。

(2)対象者(支給要件)

次のいずれにも該当する事業者

1. 大阪府協力金の支給を受けていること
2. 売上に占めるお酒の割合が 20%以上 であること
3. 売上日額 10 万円を超える大阪市内の店舗であること
4. 要請に応じたことにより、以前に行っていた 11 時から 19 時までの酒類提供を取りやめた施設であること

(3)支給額

日額 1 万円～最大 2.5 万円（大阪府協力金と合わせて売上の 5 割相当を支援）

大阪市上乗せ協力金の申請は、府協力金の申請後に大阪市ホームページで受け付けます（ご案内が表示されます）。

詳しくは次の大阪市営業時間短縮協力金コールセンターまでお問い合わせください。

大阪市営業時間短縮協力金コールセンター（時短協力金事務局）

電話番号：06-6654-3553、06-6655-0711、06-6655-0820

（日・祝日以外 9時～17時30分）